

改正案	現行
<p>第二十三条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>第二十三条の二 受託者は、前条に掲げる書類及び帳簿については、当該書類及び帳簿の備付けに代えて、当該書類及び帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を備え付けることができるものとする。</p> <p>2] 受託者が、前項の規定に基づき、前条の規定に基づく書類及び帳簿の備付けに代えて当該書類及び帳簿に係る電磁的記録を備え付ける場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより備え付ける方法</p> <p>二 書類及び帳簿に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え付ける方法</p> <p>3] 受託者が、前項の規定に基づき、前条の規定に基づく書類及び帳簿の備付けに代えて当該書類及び帳簿に係る電磁的記録を備え付ける場合は、必要に応じて電磁的記録を電子計算機の映像面に表示し、かつ、書面に出力することができなければならない。</p>	<p>第二十三条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p>